

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

2020年3月16日(月)発行

No.369

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

国は自営業、フリーランスにも損失補償を



新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。政府は全国の小中高校に臨時休校を要請しましたが、ひとり親家庭や共働き家庭では、「だれが子どもの面倒をみるのか?」「仕事を休んで収入の補償はしてくれるのか?」など、不安の声が上がっています。

また、民商の申告相談会場も使用できなくなるなど影響は甚大です。

先日開催された名古屋北部民商の常任理事会でも、コロナの影響についても話し合われました。

「中国製の部品が入荷できず仕事ができない」(製造業)「中国頼みの部品がなくな

なり、受け渡しや入居ができなくなっている」(管工事業)「すでに8組の予約がキャンセルになった」(飲食業)など、幅広い業種で深刻な影響が出ていることが報告されました。

8日、政府は「無利子、無保証人、無担保」の資金繰り支援を発表しました。

愛知県や名古屋市の保証協会でも保証料を補助するなど緊急融資を受け付けています。

コロナの影響で売上げが激減している方、資金繰りの相談は、民商へご相談ください。

3・13集団申告に参加できなかったみなさん

仕事や体調不良などで、「3・13 集団申告」にできなかったみなさんの中で、改めて「集団申告」で提出したいという方は、事務所 ☎052-915-8111 までご連絡ください。

今年は申告期限が延長されたことを踏まえて、税務署と日程を調整した上で、集団申告する日を4月上旬に設ける予定です。

所得税、消費税の納期限までに納税できない方は換価の猶予の申請を

所得税、消費税の提出・納付の期限が4月16日(木)に延長されました

所得税、消費税の確定申告書の提出は済ませましたか?

消費税10%への増税の影響から、納付額が増えた方もいらつしやると思います。

納付期限までに一括で納付ができない場合は、「換価の猶予」の申請をしましょう。

換価の猶予が認められると、売掛金や預金の差押えなど、売掛金や預金の差押えな

3月末増勢へ統一行動に参加を

3月も10日現在で2名が入会しています。

3月末増勢で新年度を迎えようと「拡大統一行動」を行います。

民商の宣伝の入ったティッシュを事務所周辺に配り、宣伝カーも回して、大いに民商の存在をアピールしましょう。

日時・3月21日(土)

10時 事務所集合

また、延滞税の一部または全部が免除されます。

なお、申請する税額が100万円を超える場合は担保の提供が必要になる場合があります。

払えないからと放置すると差押えなどの滞納処分がされる恐れがあります。

納税額が増えて一括で納付できない方、売上が激減して一括納付ができない方、民商にご相談ください。

大腸がん検診再検査に補助があります

大腸がん検診の申し込みは10日現在61人になりました。これは昨年の2.5倍です。

検診の結果「陽性」だった方は、必ず再検査を受けましょう。

再検査を受けた方には、共済会から上限5千円の補助があります。

申請の詳細は、事務所までお問い合わせください。

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商のホームページはコチラ

